

《論
説》

アイルランドのコモンウェルス脱退
——リーディング・ケースを中心に——

一 コモンウェルスの略史

- 1 ドミニオンの地位
- 2 共和制のメンバー
- 3 コモンウェルス首長
- 4 変化の風
- 5 アイルランドの脱退

二 リーディング・ケース

- 1 マリ対パークス事件
- (1) 事実 (2) 判決 (3) 意義
- 2 ビクネル対プロスナン事件

松

田

幹

夫

(1)事実 (2)判決 (3)意義

III その後の展開

- 1 コモンウェルス外のアイルランド
- 2 一九八一年イギリス国籍法

一 コモンウェルスの略史

1 ドミニオンの地位

コモンウェルスは、1100—1年現在、イギリス、および、イギリスの植民地であった五三の主権国家によって構成される独特な国家結合である。一九世紀初頭、イギリス帝国の政策は、主として、もつとも発達した植民地のイギリス系住民からの大きな自決圧力によって柔軟化し始めた。カナダは、一八四〇年代に自治を獲得した最初のケースであり、一八六七年にドミニオンとなつた最初のケースでもあつた。自治、および、外交問題上の若干の独立性を認められるドミニオンの地位は、基本的には、植民地と帝国権力の関係を変化させた。後年、イギリス首相となるローズベリー卿がオーストラリアのアデレードを訪問した一八八四年、帝国を「ア・コモンウェルス・オブ・ネーションズ (a Commonwealth of nations)」と呼んだのは、おそらく、こういった変化を念頭においていた。

オーストラリアは、オーストラリア連邦として結合された一九〇一年、ドミニオンの地位を得た。ニュー・ジーランドは一九〇七年、南アフリカは一九一〇年、アイルランドは一九二一年、あとに続いた。これらの五ドミニオン

およびインドは、国際連盟で、それ自身の代表権を有した。

ドミニオンは、一九二六年のバルフォア報告の中で、「おのとおり定義された。『王冠に対する共通の忠誠』によって結合され、ザ・ブリティッシュ・コモンウェルス・オブ・ネーションズのメンバーとして自由に連合するが、地位において平等であり、その対内または対外問題のどんな面においても、一方が他方に決して従属しないイギリス帝国内の自治的共同体 (autonomous communities)」。

一九三一年にイギリス議会を通過したウェストミンスター法は、ドミニオンの事実上の独立 (*de facto independence*) に承認を与えた。カナダ、南アフリカ、アイルランド議会は、同法を導入する法を直ちに通過せられた。同法をオーストラリアは一九四二年、ニュージーランドは一九四七年に採択した。また、同法によれば、「ドミニオン」という表現は、カナダ・ドミニオン、オーストラリア連邦、ニュージーランド・ドミニオン、アイルランド自由国、ニューファンドランドのどれかを意味した(一条)。これらのうち、ニューファンドランドは、ドミニオンの地位を放棄し、一九四九年、カナダに編入された。⁽¹⁾

2 共和制のメンバー

同時期、インド(現在のパキスタンとバングラデシュを含む)における自治のための闘争が、激化しつつあった。インドおよびパキスタンは、一九四七年、ドミニオンおよびコモンウェルス・メンバーとして独立を達成し、翌四八年、セイロンが、これに続いた。これらの事件は、コモンウェルスにとって、一定方向の変化を示した。なぜなら、これら諸国は、独立への圧力がイギリス系住民からよりもむしろ先住民からもたらされた初めてのケースであるからである。これは、多人種コモンウェルス展開のための土台を築いた。

その上、コモンウェルスは、構造上の危機に直面した。すべてのメンバーが国家元首として連合王国の君主をもつところ」とが結合の主たるはずであると考えられていた。しかし、インドの制憲議会は、共和制採択を決定したにもかかわらず、コモンウェルス残留を望んだ。そこで、一九四九年のコモンウェルス首相会議（Commonwealth Prime Ministers Meeting）は、インドが共和制メンバーとして残留するいとに合意するといふに、イギリス君主を「独立構成国の自由な連合の象徴およそのようなものとして」コモンウェルス首長（Head of the Commonwealth）として受け入れた。

このような展開は、共和制憲法を採択または独自の君主制をもつ他の諸国がコモンウェルス・メンバーとなる道を開いた。二〇〇一年現在、五四メンバー中三八メンバーが女王を国家元首としていないが、すべて、彼女をコモンウェルス首長として受け入れている。女王を国家元首とする一六メンバーのすべては、完全に独立している。女王は、一六メンバーおののおのの元首であって、連合王国君主として、それらに君臨しているわけではない。女王を主権者とする諸国は、形式的には、王国（Realms）として知られている（ゆうとく、この用語は、事実上、すなれど）。女王は、国家元首としての正式の職務を遂行する総督（Governor-General）によって代表される。⁽²⁾

3 コモンウェルス首長

コモンウェルス首長としての女王の役割は、正式の任務をともなわない。しかし、非常に象徴的な意味をもつ、国家結合としてのコモンウェルスの意義を強めるのに役立ってきた。女王は、コモンウェルス首長としての自分の役割を強調し、結合に大きく貢献した。こういったニヨー・コモンウェルスの意義は、王位継承後間もない一九五三年、ニヨー・ジーランドからの女王のクリスマス放送によって注目された。彼女は、述べた。「ザ・コモンウェル

スは、過去の帝国に類似しておりません。それは、人間精神の最高の資質、すなわち、友情、誠実ならびに自由および平和への願望の上に築かれた全く新しい概念です」。

女王の役割は、コモンウェルスの活力を高める多数の象徴的任務を、発展する伝統によって、いまや包含する。女王は、各国首都、ロンドンおよび政府首脳会議 (Heads of Government Meetings) で、コモンウェルスの指導者と話しあう。女王の訪問は、彼女を国家元首とする諸国にとどまらず、すべてのコモンウェルス諸国に及び、指導者と同じく、国民とも会う。女王は、コモンウェルス・デーの放送で演説するほか、ウェストミンスター寺院での多くの宗教的式典およびコモンウェルス事務総長のリセプションを含む他のコモンウェルス・デーのイベントに出席する。多年、女王は、指導者だけでなく、宗教団体、慈善団体および国民とのきずなを固めてきた。⁽³⁾

4 変化の風

西アフリカのゴールド・コーストは、ガーナ共和国として独立し、一九五七年、コモンウェルスに参加した。同国は、多数派が支配する最初のアフリカ国であった。これは新しい発展の始まりであり、それを、イギリスのマクミラン首相は、「アフリカ中に吹きまくる変化の風」と呼んだ。つぎの一〇年間あまり、イギリスの支配は、アフリカ、アジア、カリブ海、地中海および太平洋の多くの部分で、終了した。コモンウェルスのメンバーシップは、急速に拡大した。

マラヤ（のち、マレーシアに編入）も、一九五七年に独立した。あとに続いたのは、ナイジリアおよびキプロス（一九六〇年）、シエラ・レオネおよびタンガニーカ（一九六一年）、ジャマイカ、トリニダード・トバゴおよびウガンダ（一九六二年）などである。独立した諸国の大半が、コモンウェルス参加を選択した。

他方、参加しない国も、少数存在した。一九四七年に独立したビルマは、参加しないほうを選択した。おもに、中東諸国（以前、イギリスの属領、委任統治地域、保護領などであった）も、独立にさいして、参加しないほうを選択した。モルディブは、一九六五年に独立したが、一九八二年まで、参加しなかった。サモア（以前、ニュージーランドが施政した信託統治地域）も、一九六二年に独立したが、一九七〇年まで、参加しなかった。

これまで、四カ国が、コモンウェルスから脱退した。アイルランド、南アフリカ、パキスタン、フィジーである。これらのうち、アイルランドを除く三カ国が、コモンウェルスに復帰した。すなわち、南アフリカのメンバー・シップは、一九六〇年に消滅した。当時の同国によるアパルトヘイト政策に対するコモンウェルスの抵抗は、同政策不承認および同国脱退を明確にした。一九九四年の民主主義的選挙ののち、南アフリカは、復帰を歓迎され、同年六月、再加盟した。パキスタンは、同國の一部であったバングラデシュを他のメンバーが国家承認したあと、一九七二年にコモンウェルスを去ったが、民主主義的政府が再加盟を申請した一九八九年、歓迎されて復帰した。フィジーは、一九八七年、メンバーであることをやめた。それから一〇年、憲法改正手続に着手したのち、一九九七年一〇月、フィジーは、再び、メンバーとなつた。⁽⁴⁾

なお、前述したように、一九三一年ウェストミンスター法で「ドミニオン」の一つとして規定されたニューファンドランドは一九四九年にカナダに編入されたが、これは、コモンウェルスからの脱退に該当しないのであろうか。たしかに、ニューファンドランドは、ドミニオンの地位を享受したが、それ自身の国際関係を処理することもなかつた。一九三三年には財政危機という圧力のため、ニューファンドランドの立法府は、憲法を停止すること、および、イギリスの監督下で施政する委員を任命することを国王に請願した。一九四八年、一回の住民投票の結果、カナダへの編入が決定され、翌年、ニューファンドランドは、カナダ一〇番目の州となつた。⁽⁵⁾ このようなプロ

セスをたどった関係で、ニヨーファンダーハンブルの場合は、「脱退」ではない。結局、コモンウェルスから脱退したまま復帰しなかったのは、アイルランドだけである。

5 アイルランダの脱退

アイルランドは、一九四八年アイルランダ共和国法 (Republic of Ireland Act 1948) を制定して、一九三六年行政権限（对外関係）法 (Executive Authority (External Relations) Act 1936)（後述）を廃棄し（⁽¹⁾条）、国名を「アイルランド共和国」と定めた（⁽¹⁾条）。同法が発効したのは、翌一九四九年四月一八日である。これを受け、イギリスも、一九四九年アイルランド法 (Ireland Act 1949) を制定して、「從米ヒールとして知られたアイルランドの一部は、一九四九年四月一八日から国王陛下のムニオンの一部である」とをやめた（⁽¹⁾条⁽¹⁾項）にもかかわらず、「アイルランダ共和国は、外国 (foreign country) ではない」（⁽¹⁾条⁽¹⁾項）と規定した。

ところで、一九四九年四月一八日より前にヒールとして知られ、王冠のムニオン内およびコモンウェルス内において、「あいまいで異例の地位 (equivocal and anomalous position)」を占めてきた国家は、アイルランド共和国の名のむねで、同日より国王陛下のムニオンからの脱退し、同時に、コモンウェルスから引きあげた。「あいまいで異例の地位」とは、具体的には、⁽¹⁾そのようではあった。すなわち、①一九二一年から一九三七年まで、ヒールは、アイルランダ自由国 (Irish Free State) と呼ばれ、その名で、一九三一年ウエストミンスター法では、ムニオンの一つにあげられた。②一九三三年、同国は、忠誠の宣誓を廃止した。③一九三五年、同国は、イギリス臣民 (British subjects) の定義から同国市民を除外すると称した。④一九三六年、同国は、総督の職を廃止した。⑤一九三七年、同国は、事実上、共和制憲法を制定し、国名をゲール語で「ヒール (Eire)」、英語で「アイルランド」と

規定した（四条）が、同憲法で、王冠への唯一の言及は、行政権限法に關係した。つまり、同法は、エールがコモンウェルスと結合する間、主権者は、外交および領事代表の任命について、エール政府のため、または、同政府の助言に基づいて行動すると規定した。⁽⁸⁾

オッペンハイムによれば、第二次大戦後、エールは、コモンウェルスから脱退したと、みやから考へ、また、考えられた。それにもかかわらず、連合王国は、二国間の現実的きずなにかんがみ、エールを外国のカテゴリーまたはエール市民（Eire citizens）を外国人（foreigners）のカテゴリーにおくものとアイルランドの新立法をみなせないという立場をとった。いれども、この原則は、一九四九年アイルランド法に体現された。一九四八年イギリス国籍法（British Nationality Act 1948）ば、あとの原則に効力を与えた。同法三条②項により、連合王国におけるエール市民は、あたかもイギリス臣民であるかのように、現行法のもとで、同じ待遇を与えられた。もし連合王国に居住するならば、彼は、投票できた。しかし、少なくとも一年間、グレート・ブリテンに居住するならば、彼は、兵役に服した。もし兵役を遂行する意思がないならば、彼は、エールに戻る機会を与えられた。マリ対ペークス（Murray v Parkes）事件では、一九三九年国民兵役（軍隊）法（National Service(Armed Forces)Act 1939）が通過したとき、通例、グレート・ブリテンの居住者であったアイルランド自由国市民は同法のもとで召集されなければならぬないと判決された。裁判所は、アイルランド市民権はより広いイギリス国籍を補足し、また、それと抵触しないと主張した。同様に、ビクネル対ブロスナー（Bicknell v Brosnan）事件では、一九四八年国民兵役法のもとで、アイルランド市民はイギリス臣民と全く同じ方法で兵役に関して取り扱われると判決された。しかしながら、これは、連合王国で「通例居住する（ordinarily resident）」（だいえば、二年より長い期間）アイルランド市民にのみ適用される。⁽⁹⁾

アイルランドのコモンウェルス脱退に関連してオッペンハイムがあげた右の二件は、この方面でのリーディング・ケースである。⁽¹⁰⁾ アイルランド市民に対するイギリスの国民兵役法の適用を根幹として、そこから派生する若干の法的論点をフォローすること——これが、本稿の目的である。

二 リーディング・ケース

1 マリ対パークス事件

(1) 事実

本件は、略式裁判権 (summary jurisdiction) の判決に対する上訴 (appeals) である。マイケル・マリ (Michael Murray) は、一九三九年国民兵役（軍隊）法のもとで召集されたが、同法三条(4)項に違反して、健康診断を受けるようにという書面の通告に従わなかったため、レスターで起訴された。

マリが一九〇八年一二月二三日にアイルランドで出生した事実は、証明された。彼は、一九三四年以来、イングランドに永住していた。彼は、将来、エールに帰国する意図をもち、一九四一年一〇月、帰国許可を申請した。

マリのために、以下が主張された。①彼は、イギリス臣民ではなく、エール市民である。②彼は、エールでアイルランド人の両親から出生し、エール憲法が公布される一九二二年一一月六日以前は、そこに通例居住し、住所をもつた (domiciled)。③彼は、エールに家をもち、そこに帰国するのを希望した。④彼は、グレート・ブリテンに住所をもたらす、一時的目的のためにのみ居住している。⑤エールは、中立国である。

裁判官は、マリは一九三九年一四一年の国民兵役法に服すべしであり、起訴された犯罪について有罪であるといふ意見であった。したがつて、裁判官は、彼を有罪と決定して、一ポンドの罰金を言い渡した。

セント・マコガ上訴したのであるが、裁判長コールディカト子爵(Viscount Caldecote)、裁判官ベンフリーベルフ(Humphreys)および回シングルトン(Singleton)の三名によって構成されたイングラム王座部合議法廷(King's Bench Division, Divisional Court)は、一九四一年三月三日、判決を下した。⁽¹⁾

(2) 判決

(a) 主文の理由

上訴は、棄却されなければならない。

その理由は、以下のようだある。

一九二二年アイルランド自由国(協定)法(Irish Free State(Agreement)Act 1922)および一九二二年アイルランド自由国憲法法(Irish Free State Constitution Act 1922)は、トリティッシュ・セイノウハルスの「...」によるエールとしてのねじ知られぬアイルランド自由国を構成したが、以前その国籍をもつていた者のイギリス臣民としての地位に影響しなかつた。その上、アイルランド自由国議会の立法する権利に対するすべての制約を除去した一九三一年エーストランスター法は、ブリティッシュ・セイノウハルスからの脱退する権利を明示的にも黙示的にも同國に認めなかつた。そして、一九三八年エール(協定確認)法(Eire(Confirmation of Agreements)Act 1938)は、なんらかそのような脱退が行なわれたとする」とを承認しなかつた。

したがつて、一九一四年イギリス国籍および外人地位法(British Nationality and Status of Aliens Act 1914)によってアイルランド出生の人に与えられたイギリス臣民の地位は、一九二二年自由国憲法法または一九三七年アイ

ルランド憲法によつて彼から取り去られなかつた。一九二二年法および一九三七年憲法は、より広いイギリス国籍内のアイルランド市民としての民族的性格をそのような人に与えたに過ぎなかつた。その結果、一九三九年国民兵役（軍隊）法が通過したとき、グレート・ブリテンに通例居住したアイルランド自由国市民は、同法のもとで召集されなければならなかつた。

たとえアイルランド自由国またはエールのブリティッシュ・コモンウェルスからの脱退が行なわれたとしても、その事件前にグレート・ブリテンに通例居住するアイルランド人は、将来エールに帰国する意図をもつにもかかわらず、イギリス臣民であることをやめないであらう。また、それゆえに、彼の出生に基づく住所（domicile of origin）をグレート・ブリテンにある選択住所（domicile of choice）に決して変更しなかつた。なぜなら、住所は、国籍と全く異なつており、ある者の国籍決定に關係しないからである。⁽¹²⁾

(b) ローレンティカト裁判長の意見

本件で考えられるべき問題は、一見、簡単であるように思われる。すなわち、上訴人がイギリス市民（British citizen）であるかどうかである。その問題に答えるために、裁判所は、最高の法廷で審議する価値のある遙かに重要な問題を決定するよう要請された。しかしながら、この裁判所は、現在の手続が関する限り、最終裁判所（final court）である。そのため、この問題についての私の觀察が本上訴によつて提起される特定の問題を決定するために必要である以上に進まないことが、望ましいと思われる。

一九三九年国民兵役（軍隊）法一条は、布令（proclamation）の日にイギリス臣民であり、同条に言及される他の要件を満たすあらゆる男性が王冠の軍隊における兵役のために召集されなければならないことを布令によつて指示する権限を国王陛下に与えた。同法三条は、同法のもとで兵役のために召集されるべきいがなる者も、彼にそうす

ることを要請する書面の通告が送達された場合、身体検査を受けなければならないと規定した。

上訴人が健康診断を受けるよう送達された通告の時期にイギリス臣民でなかつたならば、彼が通告に服すべきでなかつたことは、明白である。上訴人の弁護人は、ウェストミンスター法が認めた権限を行使して一九三七年に通過したアイルランド自由国の立法によつて、また、それ以来エールと呼ばれる旧アイルランド自由国のために憲法を用意して、エールはブリティッシュ・コモンウェルスとくにグレート・ブリテンとアイルランド連合王国から分離されるようになつたと弁論した。

こういった弁論は、いくつもの点で、破綻しているように思われる。一九二二年アイルランド自由国憲法法および一九二二年アイルランド自由国（協定）法によつてアイルランド自由国がイギリス帝国またはブリティッシュ・コモンウェルスとして知られる諸国の共同体においてドミニオンとしての地位を与えられたことに、疑問は、あり得ない。この立法は、当時までその国籍をもつていた者のイギリス臣民としての地位に明らかに影響しなかつた。

その地位は、一九一四年イギリス国籍および外人地位法の規定によつて、とにかく、決定された。同法一条(i)項(a)は、上訴人のように、国王陛下の領地および忠誠内で出生したいかなる者も出生による（natural born）イギリス臣民とみなされると規定した。

帝国法に違反するか否かを問わず、法律を通過させるアイルランド自由国立法府の権限に対するなんらかの制約を一九三一年ウェストミンスター法が取り除いたことは、ブリティッシュ・コモンウェルスから脱退する権利としてときどき記述されるなんらかの分離を明示的または默示的に規定しなかつた。また、上訴人の弁論を聞いたのち、私の知る限り、いわゆる脱退権が行使されたということが、エール政府によつて文言上宣言されたこともなかつた。⁽¹³⁾

(c) ハンフリー・ズ裁判官の意見

マリは、国王陛下の領地および忠誠内で、一九〇八年一〇月二三日に出生したので、一九一四年イギリス国籍および外人地位法一条(1)項により、出生によるイギリス臣民である。

自分の国籍を変更するため、上訴人がなんらかの希望を示すか、なんらかの手段をとったということは、示唆されていない。一九一四年イギリス国籍および外人地位法一三、一四および一五条は、そこに引用される目的のために若干の手段をとるイギリス臣民によるイギリス国籍の喪失を規定する。これらの条文のどれも上訴人の主張に合致するということは、示唆されていない。私が知っている限り、出生によるイギリス臣民がイギリス国籍を喪失できる方法は、ほかに一つあるのみである。すなわち、イギリス王冠による領域の喪失である。もし王冠が帝国議会の同意を得てイギリス領域の一部を外国に割譲または一部の分離を承認するならば、割譲または分離は領域に対する主権のみならず住民の忠誠への権利の放棄を意味するというのが、正しい。

上訴人が出生したイギリス・ドミニオンの一部であるアイルランドがこれらドミニオンの一部であることをやめたので、いまやエールと呼ばれる同国住民がもはや王冠に忠誠を負わず、それゆえ、もはやイギリス臣民ではないということだが、弁論で述べられた。それは一九三七年に起こったと、明白にいわれる。その弁論が正しいとすると、そのような分離は、上訴人の国籍にどのような効果をもたらしたか。私の意見では、なにも、もたらさなかつた。彼は、エールの住民ではなかつたし、住民ではない。彼は、同國に設立されたいかなる政府にも忠誠を負わない。彼の住所の問題は、彼の弁護人によって強く依頼されたにせよ、私の意見では、彼の国籍の考査に全く無関係である。彼は、出生によるイギリス臣民であったし、あり続けるから、正当にも、有罪とされた。⁽¹⁴⁾

(d) シングルトン裁判官の意見

一九三一年ウェストミンスター法がアイルランド自由国にブリティッシュ・コモンウェルスから脱退する権利を与えたことは、弁論の中で主張された。私は、その主張についての決定的意見を表明することを本件の目的にとつて必要とみなさない。しかしながら、私は、同法の全構造はブリティッシュ・コモンウェルスのメンバーであり、メンバーであり続ける（アイルランド自由国を含む）全ドミニオンに基礎づけられることを、あえて指摘する。一ドミニオンの一方的離脱（singlehanded departure）は、前文から明らかのように、同法の概念の中にはない。私は、他のドミニオンの同意なしに一ドミニオンがそのドミニオンの内外でイギリス臣民の地位を変更する権限をもつかどうかを疑う。

一九三七年憲法が連合王国議会によって承認されたとしても弁論の中で主張され、そのさい、一九三八年エール（協定確認）法が、引用された。しかし、私は、主権・独立・民主国家としてのエールのいかなる承認も、ブリティッシュ・コモンウェルスからのその離脱のいかなる承認も、また、実に、一九三七年憲法のいかなる承認も、一九三八年法において見出さない。憲法一条にはエールへの名称変更の承認があるが、それが、すべてである。承認についての弁論には、実体がない。以前アイルランド自由国であったアイルランドのその部分に設立された政府が主権・独立・民主国家として国王陛下の政府によって承認されたことを示すなものないのである。

イギリス臣民（同時にアイルランド自由國臣民）であったすべての人々がイギリス臣民であることをやめたといふことも、弁論で述べられた。多分、それは憲法九条に基づくが、非常に明確にされなかつた。領域割譲に続く地位の変更は、その領域の住民に影響する。上訴人は、一九三四年以来、イングランドで生活してきた。イギリス臣民であることをやめたいという希望を彼が示したということは、できない。彼が国民兵役法のもとで召集されたとき、もはやイギリス臣民でないと請求したのは、真実である。しかし、彼は、この国に居住するイギリス臣民で

あつた。彼は、アイルランド憲法によつて、そうであることをやめなかつた。もし憲法がそのために請求される効果をもつたならば、彼は、選択できた。私の見解では、上訴人は、重要な時期（すなわち、一九四一年五月七日）にこの国に居住するイギリス臣民であり、アイルランド憲法によつて、そうであることをやめなかつた。⁽¹⁵⁾

(3) 意義

(a) アイルランドの国家性

上訴人が出生した一九〇八年、アイルランドは、一八〇〇年アイルランド連合法 (Union with Ireland Act 1801) に基づく「グレート・ブリテンとアイル蘭連合王国」という一つの王国の時代であつた（一条）。その後、一九二一年の「グレート・ブリテンとアイルランドとの間の条約のための合意条項 (Articles of Agreement for a Treaty between Great Britain and Ireland)」による、「トイルラッシュ自由国」が誕生したが、それは、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド及び南アフリカと同じ憲法的地位、すなわち、『...リオンとしての地位をもつとされた（一条）。翌年、公布された一九二一年憲法も、アイルランド自由国はブリティッシュ・コモンウェルスを形成する諸国の共同体の同等のメンバーであると規定した（一条）。そして、一九三七年憲法は、前述したように、国名は、「ハール」または「アイルラッシュ」であると宣言し（四条）、「主権・民主・独立国家である」とアイルランドを性格づけた（五条）。⁽¹⁶⁾ 一九三九年九月開始の第二次大戦において、アイルランドは、中立を維持し、主権国家性を具備するに至つた。

つまり、上訴人が出生した一九〇八年、アイルランドは、連合王国の一部であつた。彼がイングランドに渡つた一九三四年、アイルランドは、カナダなどと同様、ドミニオンの地位にあつた。彼がレスターで健康診断を受けなかつたために起訴された一九四一年、アイルランドは、中立権行使した主権国家であつた。本件を検討するも

い、アイルランドの国家性の変遷を視野の中に入れておかなければならぬ。

(b) 一九三一年ウエストミンスター法

一九三一年ウエストミンスター法がドミニオンの脱退権を規定したかどうかであるが、これについて、被上訴人（王冠）側は、「ウエストミンスター法は、脱退する権利を与へず……王冠の一ドミニオンとしてのエールの地位に制定法上の効果を与えるに過ぎない。それは……イギリス法のドミニオンへの適用を終わらせただけである。同法に国籍に関する規定はない」と否定した。⁽¹⁷⁾ コールディカト裁判長も、これを支持して、ウエストミンスター法はブリティッシュ・コモンウェルスから脱退する権利としてときどき記述されるなんらかの分離を明示的または默示的に規定しなかったと述べた。⁽¹⁸⁾

ウエストミンスター法は、一九二六年および三〇年の帝国会議の勧告がイギリス・ドミニオン間の関係で生じていた変化を法的に保証するための道を開いたのを受けて、イギリス議会で制定された法律である。それは、コモンウェルスの歴史上、重要な法的ランダムマークであり、コモンウェルス関係の明確化においてのみならず、その後の発展の決定においても、圧倒的重要性を保持し続けてきた。⁽¹⁹⁾ そのような基本的な文書は解体につながる脱退についての規定をもたないと解するのが、自然である。⁽²⁰⁾

(c) 一九三七年憲法

一九三七年憲法によってアイルランドがコモンウェルスから脱退したといえるかどうかであるが、同憲法によつて自由国体制を一方的に捨て去り、コモンウェルスから離脱したとする説もある。

一九三七年憲法はアイルランドに主権・独立国家の地位を与えたようにみえるが、ドミニオンの地位が慣例で定義される限り、一九三七年憲法下のアイルランドがドミニオンの地位の受け入れを必ずしも排除しなかつたこと

も、明白である。ドミニオンの地位の慣例上の要件は、三つである。①グレート・ブリテンとともに同一の国王に對する忠誠、②グレート・ブリテンとの地位の平等、③コモンウェルスにおけるグレート・ブリテンとの自由な連合である。一九三七年憲法下でアイルランドがグレート・ブリテンと平等な地位を保有することに、疑いはない。それでは、アイルランドはコモンウェルスでグレート・ブリテンと自由に連合するか、また、同一国王に忠誠を負うかとなると、「イエス」と答えることが、一九四九年四月一八日まで、可能であった。⁽²²⁾

マッカボイが「第二次大戦が勃発したとき、カナダは、遅延した別個の戦争宣言による選択の自由を主張しても、イギリス・サイドで参加したことに疑問はなかった。しかしながら、アイルランドは、同様にザ・ブリティッシュ・コモンウェルスのメンバーであっても、中立にとどまつた」⁽²³⁾と述べるさい、アイルランドが一九三七年憲法をもつてコモンウェルスから脱退したと彼が認識しなかったことは、明らかである。したがつて、本判決後のことになるが、アイルランドのコモンウェルス脱退は一九四九年四月であったととらえるのが、やはり正確である。

(d) アイルランドの反応

軍事訓練に関してイギリス臣民はアイルランド国民 (Irish nationals) を含まないと、かねてから主張していたアイルランドのデ・バレラ首相は、政治的理由で本判決に抵抗した。しかし、法的觀点からいうと、本判決は、攻撃のすきを与えたかったようである。上訴人のための弁論は、①上訴人はエールに住所をもち、②一九三八年エール（協定確認）法はエールをブリティッシュ・コモンウェルスから脱退した主権・独立国家であると承認したので、エールに住所をもつすべての者はイギリス臣民であることをやめたと述べた。だが、シングルトン裁判官は、そのような脱退の承認を示唆するなものも一九三八年法に見出しえないとして、これをしりぞけた。⁽²⁴⁾

2 ビクネル対ブロスナン事件

(1) 事 実

本件も略式裁判権の判決に対する上訴であるが、マリ対パークス事件の場合と異なり、上訴したのは、検察官であつた、すなわち、検察官は、パトリック・ブロスナン (Patrick Brosnan) は、一九四八年国民兵役法のもとで登録すべきであるのに、その要件に従わなかつたとして、彼を起訴した。

被告人ブロスナンは、当時のアイルランド自由国、現在のアイルランド共和国にあるトライリー (Tralee) で出生した。彼は、建設労働者としてイングランドに来た一九四九年五月までアイルランドで生活し、アイルランドでの一ヵ月の休暇を別にすれば、一九四九年五月以来、イングランドで継続的に居住した。彼は、自分の永続的住居を作るために、最終的にはアイルランドに帰国する意図をもつたが、いつそうするかは、確実ではなかつた。一九五二年、健康診断を受けることを要請する書面の通告が、被告人に送達された。彼は、一九五一の手紙で答えた。「同封の書類は、私自身に関係ありません。私はアイルランド市民ですから、あなたがたが私に要求する権利は、なにもありません……」。

被告人はイギリス臣民ではなく訴追はしりぞけられるというが、裁判官の意見であつた。そいで、検察官が上訴したのであるが、裁判長ガダード卿 (Lord Goddard)、裁判官リンスキー (Lynskey) や同ペーカー (Parke) の三名によって構成されるイングランド刑事控訴院 (Court of Criminal Appeal) は、一九五三年四月一日⁽²⁵⁾、判決を下した。

(2) 判 決

(a) 主文と理由

被告人は、国民兵役に服すべきである。

一九四八年イギリス国籍法三条(2)項および一九四九年アイルランド法二条(1)項の結合的効果は、一九四八年国民兵役法の規定を同法三四条(4)項の意味内で連合王国に通例居住するアイルランド共和国市民に適用できるものとする。⁽²⁶⁾

(b) ゴダード裁判長の意見

われわれが考えなければならない重要条文は、一九四八年国民兵役法一条(1)項および三四条(4)項である。一条(1)項は、一八才と二六才の間のグレート・ブリテンに通例居住するあらゆる男性のイギリス臣民は、本件の目的にとって重要でない若干の例外的種類に従って、王冠の軍隊で勤務するよう召集されなければならないと規定する。また、同法は、勤務および健康診断の義務のある人々の登録についての規定も含む。

三四条(4)項は、「グレート・ブリテンで居住する者は、通例居住するとみなされる」と規定するが、例外の一つとして、(c)で「二年より短い期間、グレート・ブリテンで居住して来た」者をあげる。

われわれは、本判決の終わりで、三四条(4)項(c)に掲げられる例外に言及するであろう。被上訴人はイギリス臣民でないと裁判官は判決したので、彼らは、彼の住居が一時的に過ぎないかどうかの問題を処理することを必要とみなかつた。われわれは、直ちに、この点を処理するであろう。証拠に基づくと、彼が単なる一時的居住者であるととらえるのは、不可能である。明らかに、一時的居住者は、社会的目的であれ、営業上の目的であれ、訪問している者および短期滞在するに過ぎない者を意味する。これは、容易に三または四年間継続する教育コースに出席するために居住する者が三四条(4)項(a)によつてとくに免除される事実によつて強調される。被上訴人は、不定期間、こ

こにいる。彼がアイルランドの住所を保持するため、ある不特定の日付けでアイルランドに帰国することを意図している事実は、彼を三四条(4)項(b)でいう一時的居住者としない。

それゆえ、われわれは、一九四八年国民兵役法の目的にとって、被上訴人はイギリス臣民、とにかく、兵役のために召集されるべきであるとみなされるかどうかを考えなければならない。われわれがいま考えなければならぬ重要な条文は、一九四八年イギリス国籍法に含まれる。同法および国民兵役法は、両方とも、一九四八年七月三〇日に通過し、一九四九年一月一日に施行された。そのときまでこの国に通例居住したアイルランド市民は、国民兵役に関する当時の規定に服すべきであるとみることが、重要である。イギリス国籍法一条(1)項によれば、

本法のもとで連合王国および植民地の市民であるか、本条(3)項で言及されるいざれかの国で当分の間施行中のいざれかの法律のもとでその国の市民であるあらゆる者は、その市民権によって、イギリス臣民の地位をもつ。

エールは、同条に言及されていない。二条(1)項によれば、同法開始直前イギリス臣民であつたエール市民は、イギリス臣民であり続ける選択権を与えられた。ただし、彼らが、若干の条件を満足させるものとする。

そこで、注目されるのが三条(2)項であるが、裁判所が同項に与えることのできる唯一の解釈は、コモン・ローであれ制定法であれ、同法開始の日付けに施行中のイングランド法の全体がイギリス臣民の場合と同様な方法でエール市民に適用されるということ、および、彼らに適用される制定法が同法開始前に通過したが、われわれがすでにいつたように、一九四九年一月一日という日付けで、または、その後に施行されたいかなる法をも含むということである。同項の文言により、コモン・ローであれ制定法であれ、その日付けで施行中の法は、イギリス臣民との関

係で効力をもつとのと同様な方法で、イギリス臣民ではないエール市民との関係で効力をもち続けるので、それは、エール市民があたかもイギリス臣民であるかのように、全く同じ方法で取り扱われるべきであることを意味する」と、われわれには思われる。

一見したところ、イギリス国籍法は、この国に通例居住するエール市民に国民兵役法を適用するには、やや不明瞭な手続のようである。しかし、法務次長(Solicitor-General)が指摘したように、二つの法は一緒に議会を通過したので、イギリス国籍法の規定を適用することは、困難であり、議会の実行に反した。しかるに、前者が議会を通過したとき、国民兵役法案は、法案に過ぎず、法ではなかった。しかし、理由はなんであれ、使用された言語に平明な文法的意味を与えるよう裁判所に要請する解釈の通常の規範をイギリス国籍法三条(2)項に適用すると、イギリス国籍法の前に通過し、同法と同日に施行された法の規定は、ここに通例居住して、国民兵役法付表一に言及される例外的種類に属さないエール市民をその規定に服せざるには効果的でないととらえることは、不可能である。

イギリス国籍法三条(1)項を扱うことは、本判決の目的にとって、不必要である。なぜなら、それは本件事実に適用されると思われないからである。しかし、一九四八年国民兵役法は統合的な法であるので、兵役にこれまで服すべきであった者を通過時にエール市民であったという理由で免除することが意図されるならば、明確な言葉で免除されることを見出すことを人は期待するであろう。

一九四九年アイルランド法一条(3)項は、それまでエールとして知られたアイルランドの一部がその後アイルランド共和国として引用されると規定する。しかしながら、同法三条(1)項(a)において、一九四八年イギリス国籍法の規定、とくに、二条、三条および六条の作用はアイルランド共和国が女王陛下の領地の一部でない事実によつて影響されないということが、とりわけ、規定される。また、三条(1)項(b)により、同規定におけるエール市民への言及

は、眞の解釈に基づき、アイルランド共和国市民への言及を含む。同法三条(1)項および三条(2)項(a)の効力は、国民兵役法三四条(4)項(c)と結びつけられ、もしアイルランド共和国市民がグレート・ブリテンに二年より短い期間居住したならば、ここで通例居住したとみなされるべきでないということで、充分である。しかし、被上訴人は一九四九年以來ここに居住したので、ここで通例居住したとみなされるべきであるということが、結果的に生じる。われわれが引用した種々の制定法の規定の効果は、グレート・ブリテンに通例居住して適當な年令に達したが、例外的な種類のひとりに属さないアイルランド共和国国民または市民が国民兵役法に服するということである。したがつて、われわれは、本上訴を費用とともに認容し、有罪と決定する指示をつけて、本件を裁判官に差し戻す。⁽²⁷⁾

(3) 意 義

(a) 一九四八年イギリス国籍法

被上訴人は、アイルランドがコモンウェルスから脱退した直後の一九四九年五月以来、継続的にイングランドで居住した。したがつて、前出マリ対パークス事件で一九一四年イギリス国民および外人地位法が適用されたのに対し、本件では一九四八年イギリス国籍法が適用された。

一九四九年アイルランド法が上院を通過するとき、大法官（Lord Chancellor）（上院議長でもある）ジャウイット卿（Lord Jowitt）は、イギリス国籍および外人地位法のもとで、イギリス臣民の地位は国王陛下の領地および忠誠内で出生したあらゆる者に与えられた。その間、コモンウェルスの至るところで、イギリス臣民という共通の地位である広い概念の上に付加される地域的（local）国籍と呼ばれるものを創設しようとする実行が、成長した。一九三七年帝国会議では、ドミニオンの国籍を承認せよという請求が、出された。しかし、合意がなかつたの

で、カナダが別個のカナダ市民権を新しく創設する立法を提出する意図を発表した一九四九年まで、問題は、停止されたままであった。問題は、一九四六年五月のロンドンでのコモンウェルス首相会議で論議された。その結果、全問題を審議するため、一九四七年二月、専門家会議が、開かれた。(エールを含む) 全ドミニオンの代表が、出席した。しかしながら、これらの事実は、一九四八年イギリス国籍法となる法案が上院に提出された一九四八年二月まで、一般に、知られなかつた。同法一条は、法の上で、完全な変化を行なつた。イギリス国籍は国王の領地内で出生により取得されるとする古い原則は姿を消し、コモンウェルスの各構成部分が誰がその市民であるかをみずから決定するというスキームによつて置き代えられ、これら市民の全体が、イギリス臣民となる。⁽²⁸⁾

同法の "preliminary note" によれば、同法は、一九四九年一月一日から、イギリス国籍に関する古い制定法をすべて廃止し、実質的に別の規定で取つて代わつた。古い法は、一九一四年ないし一九四三年のイギリス国籍および外人地位法に含まれた。同法通過後、施行中の法のもとで、連合王国および植民地、ドミニオンのおののおの、ならびに、南ローデンシアは、それら自身の市民権をもつ。しかし、諸国のはれかの市民権は、イギリス臣民または「コモンウェルス市民権」の地位をともなう。その原則に対する例外は、同法開始時にイギリス臣民であり連合王国と結びつきをもつアイルランド共和国市民に有利に作られており、彼らは、必然的に市民権を取得することなくイギリス臣民にとどまることを請求できる。⁽²⁹⁾

(b) 一九四八年国民兵役法

ゴダード裁判長は、純粹にイギリス国籍法三条(2)項の解釈として本件を処理し、マリ対パークス事件である程度まで論じられた一九三一年ウエストミンスター法、一九三八年エール(協定確認)法といった憲法的ないしは国际的論点にそれることなく、以下の結論に達した。①一九四八年国民兵役法の目的からすれば、アイルランド市民は

「あたかもイギリス臣民であるかのように、全く同じ方法で取り扱われるべきである」。②国民兵役法がエール市民の兵役免除を意図したならば、「明確な言葉で免除されることを見出すことを人は期待するであろう」。³⁰

三 その後の展開

1 コモンウェルス外のアイルランド

アイルランド脱退の波紋は年とともに広がりそろると、みられた。アイルランドが脱退したとき、大法官は、アイルランドがコモンウェルス・メンバーシップの利点をすべて保持するとは限らず、とくに、コモンウェルスの協議から除外されて、コモンウェルスの防衛問題でパートナーと考えられないであろうと予想した。現に、一九五二年一月のコモンウェルス財務相会議ならびに同年一月および一二月の経済問題についてのコモンウェルス首相会議に、アイルランドは、代表を送らなかつた。それでも、スターリング地域の力と安定性に關係するこれら会議におけるアイルランドの利害を無視することは、できなかつた。したがつて、一月の会議が終わつたのち、財務相および工業・商業相は、イギリス財務省との二国間協議のためロンドンを訪問した。もつとも、そのような二国間協議がいかに有益であつても、アイルランドの大臣と海外コモンウェルス諸国の大臣とのコンタクトが排除されたことは、明らかである。同様に、ロンドン駐在アイルランド大使は、必要に応じて、コモンウェルス関係相と会見した。しかし、一九四九年四月以後、コモンウェルス関係相とドミニオンの高等弁務官との会議には出席しなかつた。ダブリンでは、やはり、その後、首相がカナダ、オーストラリアまたはインド代表との密接なコンタクト

をもつ機会は、なかつた。こうして、海外コモンウェルスとの人的コンタクトは、減少した。

書面の伝達という重要な分野においても、アイルランドは、もはや、コモンウェルスのシステムに入れられなかつた。その結果、アイルランド政府は、コモンウェルスの情報源を奪われ、そのことは、アイルランドがみずから外交代表を送つていらない多くの国においても注目された。より一般的には、脱退の結果、コモンウェルスは、アイルランドの政策に影響力を行使することから排除され、アイルランドは、大きな国家グループを通じて、世界問題にみずから見解を知らせる機会を失した。

脱退後のアイルランドとイギリスの間で存在した関係の中では、市民権についての相互取り極めが、最重要であつた。その効果は、エール市民は連合王国ではもはやイギリス臣民ではないにせよ外国人とはみなされず、実行上、市民権の権利および義務を享有するが、他方、連合王国市民は共和国では互恵的権利を享有するというものであつた。一九四九年に発せられたアイルランド市民権命令では、連合王国市民は一九四八年イギリス国籍法により連合王国および植民地においてアイルランド市民が享有するとの類似した権利および特権を法に従つてアイルランドで享有すると述べられた。

これら市民権の取り極めは、実際的で常識的であるにせよ、批判を免れなかつた。別個で分離した国籍についてのアイルランドの主張をアイルランドの対立性の例とみなしたがる人々の多いイングランド人は、アイルランド人はそれによってコモンウェルス・メンバーの責任を受けず利益を得ていると不平をいつた。現に、その妥当性を問題にしたのは、イングランド人だけではなかつた。一九一六年のイースター蜂起の指導者パトリック・ピアス(Patrick Pearse)の妹であるマーガレット・ピアス上院議員は、自分はブリテンではフランスにいる場合と同じよううに外人である自分自身を感じると発言した。ジョージ・バーナード・ショーも、ほぼ半世紀、ブリテンで生活し

たのち、違った前提から出発したが、同じ結論に達した。「私は、ここでは、常に外国人である」。

バランス上、取り極めは両当事国の利益でなければならないようであるが、連合王国へ労働するために来るアイルランド人の数が共和国でビジネスに従事または耐乏もしくは高税の難を避けるイングランド人の数を超えた点で、アイルランド人が明白な受益者であったことは、眞実である。なぜアイルランド人が連合王国にそのように多数来たかという主たる理由は、重労働および未熟練労働があつたからである。最終的には、ブリテンが巻き込まれ、アイルランドが中立にとどまつた戦争において、外人の地位は、イギリス軍で勤務するアイルランド人志願兵には難点であった。

脱退は、アイルランドの外交政策に重要な変化をもたらさなかつた。一九四九年のアメリカとの交換公文において、マクブライド外相は、分割が続く限り、その政治的見解がなんであれ、アイルランド政府は、国民の民族的情に反することなく、また、内戦の危機を招くことなく、ブリテンとともに軍事同盟に参加できないと述べた。この見地で、NATOにおけるアイルランドのメンバーシップは、排除された。

極めて重要な一つの事が、アイルランド脱退の結果のすべての論議において、基本的であり続ける。それは、ブリテンとアイルランドの間に存在した非常に特別な関係であつて、一九四九年以後においてすら、政治以外のあらゆる点で、コモンウェルスの海外メンバーのどれかとブリテンの関係より親密であり続けたといふものである。⁽³⁾ 一九五一年の人口調査は、連合王国に居住するエール市民がコモンウェルスの他のメンバーすべての市民全体の一・五倍であることを示した。連合王国向けアイルランドの輸出の比率、および、共和国向け連合王国の輸出の比率は、いざれのドミニオンの場合よりも高かつた。

つまり、アイルランドのコモンウェルス脱退によつて、イギリス・アイルランド関係は、急速に冷却化したとい

うわけではなかつた。脱退前の両国関係が熱狂的でなかつたから、それは、当然の結果である。とにかく、アイルランド側は、覚めた目でイギリス側を眺めていた。一九三一年、ドミニオンの地位がアイルランドに与えられたが、アイルランドは、「満足しないドミニオン」であり、その後、憲法から王冠を除去するなど、ドミニオンの地位の薄弱化につとめてきていた。⁽³²⁾

2 一九八一年イギリス国籍法

イギリス国籍法は、一九八五年香港法 (Hong Kong Act 1985)、一九九〇年イギリス国籍（香港）法およびこれらの法のもとで作成された下位の立法とともに、一九八一年および改正された一九八三年のイギリス国籍法に包含される。一九四八年から一九六五年までのイギリス国籍法に包含される従前の連合王国国籍立法は廃止され、新しい国籍の構成は、一九八三年一月一日から効力をもつものとして創設された。しかしながら、その日付けの前に出生した者の一九八三年一月一日後の国民的地位は、一九四八年から一九六五年までのイギリス国籍法のもとで彼がもち、または、仮定的事情の中でもつたであろう地位に依拠する。⁽³³⁾

「イギリス国籍」という用語は連合王国の法によって規律されるイギリス国民の地位の種々の形式に言及するために使われるが、「イギリス国民」 (British national) という用語は、イングランド法の用語ではない。しかしながら、「連合王国国民」という用語は、「加盟国国民」 (nationals of a member state) の概念を使うヨーロッパ共同体法 (European Community law) によって、イングランド法上の意味をもつ。ヨーロッパ共同体法上、各加盟国は、誰がその国民であるかを定義する。ヨーロッパ共同体法の目的からすれば、連合王国との関係で、「国民」とは、(1) イギリス市民、(2) 連合王国で居住 (abode) の権利をもち、したがって、連合王国の出入国管理の範囲外にあるイギ

リス臣民、(3)ジープラルタルとの関連から市民権を取得するイギリス従属地域市民 (British Dependent Territories citizens) を指す。

一九四九年一月一日前、イギリス臣民の地位は、イギリス王冠に忠誠を負う单一の共通国籍であった。一九四九年から一九八二年まで、イギリス臣民という身分は、連合王国および植民地の全市民、コモンウェルス独立国の全市民、若干のアイルランド市民を包含した。しかしながら、一九八三年一月一日から、イギリス臣民の地位は、市民権に付加されて享受される共通の地位であることをやめ、雑多なカテゴリーとなつた。

一九四九年一月一日から一九八二年三月三一日まで、「コモンウェルス市民」の語は、「イギリス臣民」、すなわち、連合王国および植民地もしくはコモンウェルス独立国の市民、または他の規定によるイギリス臣民であった者と同じ意味をもつた。一九八三年一月一日以来、この語は、当時、導入された新しい国籍カテゴリーを入れるよう、その意味を変化させた。しかし、もともと重要な変化は、それがもはや「イギリス臣民」と同義ではないといふことである。⁽³⁴⁾

若干のアイルランド市民がイギリス臣民の地位を保持したのは、一九四九年一月一日に発効した規定の拡大であり、一九八三年一月一日から廃止された。それは、一九四九年一月一日の直前にエール市民およびイギリス臣民の両方であつた人々にのみ適用され、したがつて、そのような者があつてもはや存在しなくなるとき、消滅するであろう。

一九四九年一月一日の直前にエール市民およびイギリス臣民の両方であつたいがなる者も、イギリス臣民にとどまることを明確な根拠で請求することを一九四九年から一九八二年まで国務大臣 (Secretary of State) に通知する資格をもつた。もし彼がそうしたならば、彼は、イギリス臣民としての地位を喪失しなかつたとみなされた。

そのような通知に、タイム・リミットは、なかつた。一九八三年一月一日前にそのような通知を与えた結果、イ

ギリス臣民にとどまつた誰もが、その日のあと、イギリス臣民にとどまつた。また、一九四九年一月一日以来、継続的にイギリス臣民にとどまつたとみなされる。そのような通知を与えることによってイギリス臣民にとどまり得たが、一九八三年一月一日前にそうしなかつたアイルランド共和国のいかなる市民も、つぎの根拠でイギリス臣民にとどまると請求することを国務大臣に書面で通知できる。(1)連合王国政府のもとで、王冠の兵役に従事しているか、従事した。(2)血統、居住その他で連合王国またはいずれかの従属地域と関連をもつ。または、両方の根拠で、および、そうすることにより、彼は、イギリス臣民となり、一九四九年一月一日以来、イギリス臣民にとどまつたとみなされる。

他のイギリス臣民とは異なり、これらの規定のもとで、イギリス臣民にとどまるアイルランド共和国市民は、他の市民権または国籍の取得に基づいてその地位を喪失しない。⁽³⁵⁾

イギリス市民およびオーストラリア、カナダ、インド、ニュー・ジーランド、マレーシア、スリ・ランカなどコモンウェルスの独立国の市民は、コモンウェルス市民の地位をもつが、アイルランド共和国市民は、コモンウェルス市民ではなく、外人ではない。連合王国および植民地のいずれかの部分で一九四九年一二月三一日に施行中のいかなる法も、これに反する規定がその法を変更する権限をもつ権威によって作られるまで、イギリス臣民に関係して効果をもつとのと同じように、イギリス臣民でないアイルランド共和国市民に関係して効果をもち続ける。なお、外人とは、コモンウェルス市民でもなく、イギリス被保護民(British protected person)でもなく、アイルランド共和国市民でもない者である。⁽³⁶⁾

- (1) *The Commonwealth Yearbook 2001* 15-16.
- (2) *Ibid* 16.
- (3) *Ibid*.
- (4) *Ibid* 16-17.
- (5) *Halsbury's Laws of England* 3rd edn 5 (1953) 489.
- (6) 田中英夫『英米法総論』(平成11年) 三四七八一シヤハ「脱退獨立シ」、一九六五年のローデシアをあげる。一九六五年のローデシアの自立宣言を発してイギリスに反抗したことは、事実である。しかし、イギリスは、ロマン・ワールズの強力な支持を得て、これに経済制裁を適用した。白人政権は、ほぼ一五年間、南アフリカからの支持でもやむを得たが、一九七九年、平和会議に合意した。そして、翌年四月、ローデシアは、黒人政権のやうで、「ジンバブエ」として独立し、ロマン・ワールズに加盟した。「ローデシア」は、ロマン・ワールズに加盟したりむくなれば、脱退した」ともなる。松田幹夫「ローデシアの地位」深津栄一先生還暦記念『現代国際社会の法と政治』(昭和六〇年) 一五七—一七九ペー^シ。 *The Commonwealth Yearbook 2001* 355.
- (7) 松田幹夫『国際法上のロマン・ワールズ』(平成七年) 二二二〇—二二二一ペー^シ。アイルランドの脱退の契機は「二二二一—二二二二ペー^シ」。なお、連合王国およびロマン・ワールズのトライベッカのさすなを維持するいふが罰めらるのじ、トライベッカが外国として扱われるべからざだ」) いへば、主張して「オノの見解」であった。D. McManon "Ireland and the Empire-Commonwealth 1900-1948" J. M. Brown and W. R. Louis (ed) *The Oxford History of the British Empire IV The Twentieth Century* (1999) 161.
- (8) *Halsbury's Laws of England* 4th edn 6 (1974) 380 n1.
- (9) Sir Robert Jennings and Sir Arthur Watts (ed) *Oppenheim's International Law* 1 (1997) 262 n4.
- (10) リチャード・ヘンリイ・ハルズベリー「ロマン・ワールズ」 *Halsbury's Laws of England* 4th edn 6 (1974) 380 n1.
- (11) H.Lauterpacht (ed) *Annual Digest and Reports of Public International Law Cases* 10 (1987) 27—28.
- (12) *Ibid* 28—29.
- (13) *Ibid* 29,30—31.

- アイルランドのコモンウェルス脱退(松田)
- (14) *Ibid* 33—34.
- (15) *Ibid* 34,35,36,37.
- (16) 松田・福澤(註)・1118' 11111' 1118—1119' 1111' 1110—11158—1118
- (17) 「1942」2 KB 126.
- (18) ハーベト・カーラー裁判長の意見の中のこの箇所は、トマホーク・ハム・オーナーハムに引用された。⁴⁰ J. M. Kelly
The Irish Constitution (1984) 21 n.
- (19) N. Mansergh Survey of British Commonwealth Affairs: Problems of External Policy 1931—1939 (1952) 16.
- (20) ウェストン・ベター法は、日本国憲法一条前段との関連で、日本の憲法の教科書にも、しばしば引用される。これは、イギリス議会の制定法であるから、「ウェストン・ベター法」という訳語(伊藤正)⁴¹『憲法』(昭和五七年) 11111%—1118注(4)が、無難である。しかし、その重要性にかんがみて、「ウェストン・ベター憲章」という訳語(川北稔・木畑洋一編『イギリスの歴史・帝国=ロマン・ウェルスのあとみ』(平成二二年) 11108—11120)を使へば、なぜ、理由がある。⁴²これに対し、「ウェストン・ベター条例」という翻訳(小林直樹『憲法講義上』(昭和五六六年) 1111%—1118)は、理解しかた。
- (21) 清水望「英連邦の構造化(二)」『早稲田政治経済学雑誌』11118号(昭和二二年) 1117%—1118。
- (22) K. C. Wheare *The Statute of Westminster and Dominion Status* (1953) 272.
- (23) F. McEvoy "Canadian-Irish Relations during the Second World War" *The Journal of Imperial and Commonwealth History* 5 (1977) 206.
- (24) *The Law Quarterly Review* 58 (1942) 298; A. B. Keith "Notes on Imperial Constitutional Law" *Journal of Comparative Legislation and International Law* 21 (1939) 253.
- (25) H. Lauterpacht (ed) *International Law Reports* 20 (1981) 286—287.
- (26) *Ibid* 287.
- (27) *Ibid* 287—290.
- (28) R.F.V.Heuston "British Nationality and Irish Citizenship" *International Affairs* 36 (1950) 77—78.

- (29) *Halsbury's Statutes of England* 2nd edn 28 (1951) 137.
- (30) *The British Year Book of International Law* 1953 515; 一九四八年国民兵役法一条「勤務のため召集される義務」に付する「notes」に「ベギリス国民」の下に項目があり、「本法が、イギリス国民に適用されるべき國の方法」にて「ベギリス国民やその子孫は、共和国市民に適用され続ける……」との文句が、述べられてる。*Halsbury's Statutes of England* 2nd edn 22 (1950) 43.
- (31) Mansergh *op cit* 298—304.
- (32) *Ibid* 302.
- (33) *Halsbury's Laws of England* 4th edn reissue 4 (2) (1992) 3; たゞ、一九八一年イギリス国籍法の施行田は、一九八一年の命令(SI 1982/933)によるもの。Halsbury's *Statutes of England and Wales* 4th edn 3(2000)210 n.
- (34) *Halsbury's Laws of England* 4th edn reissue 4 (2) (1992) 5-6.
- (35) *Ibid* 63.
- (36) *Ibid* 75—76.